

経 済 産 業 省

平成 13・04・17 原第 1 号

平成 1 3 年 4 月 2 0 日

出光興産株式会社

代表取締役社長 出光 昭 殿

経済産業大臣 平沼 赳夫

出光興産株式会社出光愛知製油所第 3 号発電設備増設計画に係る環境影響評価
準備書に対する勧告について

平成 1 2 年 7 月 2 5 日付けで届出のあった出光愛知製油所第 3 号発電設備増設計画に係る環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）について、電気事業法第 4 6 条の 1 4 第 1 項の規定に基づき審査した結果、環境影響評価について下記のとおり勧告する。

また、環境影響評価法第 2 0 条第 1 項の規定に基づく愛知県知事からの意見は、別紙のとおりである。

記

提出のあった準備書をもとに事業特性及び地域特性の把握を行ったうえで環境影響評価法第 2 0 条第 1 項の規定に基づく愛知県知事の意見を勘案し、電気事業法第 4 6 条の 1 2 の規定に基づく意見の概要及び当該意見についての事業者の見解に配意するとともに、電気事業法第 4 6 条の 1 4 第 2 項の規定に基づき環境大臣の意見を聴いて審査した結果、環境の保全についての適正な配慮がなされていることを確保するため、以下に示す事項を踏まえ、適切に環境影響評価を実施されたい。

1. 既設製油所におけるばい煙処理装置の維持管理の徹底や施設の適切な運転管理等により、既設製油所を含めたばい煙総排出量の抑制に努めること。
2. 重質重油の燃焼に伴い発生する可能性のある重金属等微量物質については、運転開始直後及び使用燃料種に大幅な変更があった場合には、発生源での監視を行うこと。

3. 発電所及び既設製油所関連交通量について、輸送効率の改善、低公害車や低排出ガス車等のより低公害な車種の導入推進等により、沿道への環境負荷を可能な限り低減すること。
4. 工事関係車両の運行経路のうち、主要地方道西尾知多線の住宅密集地を通過する一部経路については、沿道環境保全の観点から当該経路を回避するなど運行計画の再検討を行うこと。
5. 海側からの眺望景観等に配慮し、新たに製油所海側に高木の植栽を行い緑化計画を見直した事等について、評価書に記載すること。
6. 計画地の周辺海域は、閉鎖性が高く一部で COD や窒素・磷の水質環境基準を超過している伊勢湾水域であり、水質への負荷を可能な限り低減する必要がある。このため、既設製油所を含めた窒素・磷についても総排出量の抑制に努めること。
7. 排煙脱硫装置から発生する脱硫石膏について、その発生量及び有効利用量を明らかにすること。
8. 二酸化炭素に係る環境保全措置については、タービン効率の向上のみならずボイラー効率、所内比率等の観点からも実行可能なよりよい技術が採用されているか評価する必要があるため、検討結果についても評価書に記載すること。
9. 冷却塔からの蒸気が白煙化し、視程障害の原因となることがないように、発電所の試運転時や運転開始後において、環境監視を行い、必要に応じて適切な対策を講じること。
10. ばい煙排出濃度の監視結果を含む発電所及び既設製油所の運転情報について、地方自治体等関係機関と協力して住民への情報提供を適切に行うこと。